

輸出用非該当証明書 (Export Compliance Sheets)

お客様が本製品を日本国税関を通して外国に輸出される場合に本書の提示を要求されることがあります。

When you export this product to the foreign country through the Japanese customs,
you might be requested to show this document to Japanese government officers.



ソフトイーサ株式会社
(SoftEther Corporation)

〒305-0005

日本国 茨城県つくば市天久保 2 丁目 9 - 2

リッチモンドビル 1F ソフトイーサ・コア内

(Richmond Bldg 1F, Amakubo 2-9-2, Tsukuba-shi,

Ibaraki-ken, 305-0035, JAPAN.)

<http://www.softether.co.jp/>

E-Mail: se-vpn3-support@softether.co.jp



記

商品名	PacketiX VPN Server
メーカー名	ソフトイーサ株式会社 (SoftEther Corporation)
型番	PX3
輸出に関する事項	上記製品は、貨物等省令第 8 条第九号イに相当する機能を持つプログラムですが、貨物等省令第 8 条第九号タに定める「市販暗号装置」に該当するため、貨物等省令第 2 1 条 1 項第九号には該当しません。
ご注意	本文書は経済産業省の指示に従い、本商品を日本国から外国に輸出しようとする際において輸出許可が必要な商品に該当しない旨をソフトイーサ株式会社が証明する文書です。本文書は2012年8月1日の政省令等改正に基づいています。なお、輸出管理の判断責任は、輸出者自身にあり、ソフトイーサ株式会社はその責任を一切負いませんのでご注意ください。輸出行為に関して本文書の想定していない法令等の規制(たとえば経済制裁国への輸出規制等)が存在する場合があります。これらの規制について十分にご注意いただき、適切な調査を行っていただいた上で、お客様自身の責任において輸出を実施していただきますようお願い申し上げます。日本国の輸出に関する法令等はいつでも改定される可能性があり、最終的な輸出判断はお客様および日本国政府が行うこととなりますのでご注意ください(ソフトイーサ株式会社はその判断について一切責任を負いません)。さらに、本書はあくまでも日本国法令に基づく輸出のみを取り扱うものであり、輸出先の国家において本商品を輸入しようとする行為について何ら言及するものではありません。輸出先の国家における規制等について十分にご注意いただき、適切な調査を行っていただいた上で、お客様自身の責任において輸出を実施していただきますようお願い申し上げます。

以上